

第 7 次山形県保健医療計画（地域編）の柱立てについて

1 医療提供体制

(1) 救急医療体制

- 軽症患者の救急病院への集中軽減を図るために実施している休日（夜間）診療所等の活用
- 救命率向上のための地区メディカルコントロール体制の強化
- 住民に対する適切な受療行動の理解推進

(2) 医療従事者の確保

- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の確保

(3) 地域包括ケアシステム構築に向けた医療連携の促進

- 将来必要とされる病床数に応じた機能分化と連携
- 介護関係施設も含んだ連携ツールとしての医療情報ネットワークへの参加・利用促進
- 地域医療支援病院・地域医療連携推進法人による、地域完結型医療及び介護連携体制の促進

2 地域の特徴的な疾病対策

(1) がんを中心とした生活習慣病対策

- がん予防対策としての生活習慣の改善（一次予防）とがん検診・精密検査受診（二次予防）の推進
- 受動喫煙防止対策の環境整備と喫煙率減少の推進
- 生活習慣病予防重症化予防に向けた食生活・運動・喫煙等の生活習慣の改善
- 入浴事故予防に向けた住民の理解促進

(2) 精神疾患対策

- 精神科医療を受けやすい環境整備や多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制構築に向けた取組の促進
- 精神障がい者の円滑な地域移行・定着に向けた支援体制の充実
- 自殺予防対策の充実

3 在宅医療の推進

(1) 在宅医療の推進

- 統一した退院支援ルールによる在宅療養への円滑な移行
- 在宅療養者の日常生活に対しての多職種連携による在宅医療の推進
- 在宅療養者の急変時に対応できる診療体制の確保
- 施設を含む在宅での看取り体制の整備促進
- 在宅療養している難病患者に対しての災害時等における必要な医療提供の促進

(2) 介護との連携

- 在宅医療・介護連携拠点等による高齢者が住み慣れた地域での生活を続けられるようにするための取組の促進
- 認知症の早期診断と適切な医療・介護提供の体制整備

(3) 多職種による口腔ケアと食支援

- 在宅高齢者のための口腔ケア・食支援活動における連携体制の構築及び利用の促進